(郵便番号904 - 0301) (フリガナ) サドヤマ カナメ 職 整 理 沖縄県中頭郡読谷村座喜味2713-79 佐渡山 要 0001 名 番号 所 (生年月日 明·大 昭 平·令 55 年 2月 25日) 社会保険料等 技養親 控除後の給与 族等の 算 出 税 額 前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額 社会保険 年末調整 差 総支給金額 料等の による過 同上の税額につ 月別還付又は徽収した税額差引残高月別還付又は徽収した税額差引残高 控除額 分分月日 等の金額 不足税額 徵収税額 数 き還付又は徴収 円 月 区 分 145,000円 24,040 120.960^円 01.790円 -2.380円 -590 1 10 扶卑源泉控除一般の特定扶 従たる給与か ら控除する源 老人扶養親族 [該当するものを○で] 障害者等 告 対象配偶者 接 義 親 族 同居老親等 その他 令 囲んでください。 泉控除対象配 県者と控除対 者 当初 当初 一般の障害者 当初 本人・配・扶(人)象扶養親族のの 和 有・無 合 計 数 有 特別障害者 2 本人・配・扶(人) 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月日 当初 給 の有 04 同居特別障害者 有・無 人 人 人 配・扶 年 月日 · 寡婦 月日 月 日 月 日 月 日 月日 月 日 告無 3 ひとり親 有・無 人 人 人 ·勤労学生 分 X 分 金 額 税 額 円 (3) 円 等 (1) 料 手 当 給退 与 (4) (6) 与職 所所 計 (7) (8) 5 得得 給与所得控除後の給与等の金額 に 所得金額調整控除の適用 (1円未満切上げ、最高150,000円 所得金額調整控除額(※) 有・無 6 ((⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0) (※ 適用有の場合は⑩に記載) 対 給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (11) す 社会保給与等からの控除分(②+⑤) 配偶者の合計所得金額 $\widehat{12}$ 険料等申告による社会保険料の控除分 円) る 手 控除額申告による小規模企業共済等掛金の控除分 旧長期損害保険料支払額 8 源 円) 生命保険料の控除額 20のうち小規模企業共済 泉 地震保険料の控除額 9 等掛金の金額 配偶者(特別)控除額 徴 円) 扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額 (18) 10 ③のうち国民年金保険料 収 控 (19) 等の金額 額 所 得 控 除 額 の 合 計 額 円) (20) 11 (12 + 13 + 14) + 15 + 16 + 17 + 18 + 19)(1,000円未満切捨て 22) 21) 差引課税給与所得金額(①-20)及び算出所得税額 12 (特定增改築等) 住宅借入金等特別控除額 23) 24) 年調所得税額(22-23、マイナスの場合は0) 1 3 計 (100円未満切捨て) 145,000 24,040 120,960 1,790 25) 年 調 年 税 額 (②×102.1%) (税率 %) 26) 差 引 超 過 額 又 は 不 足 額(四-8) 賞 本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 27 (税率 %) 超 過 額 | 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額 | 図 (税率 %) 差 引 還 付 す る 金 額 (20-27-28) 29 の精算 同上の 本 年 中 に 還 付 す る 金 額 30 (税率 %) 翌年において還付する金額 30 不足額本年最後の給与から徴収する金額② (6) 4 (5) 計 0 0 0 0 の精算|翌年に繰り越して徴収する金額|33